

社会福祉法人 あけあい会

ルミナス学院

介護員養成研修事業

学則

社会福祉法人 あけあい会 ルミナス学院 介護職員初任者研修事業 規則

1 事業の目的

介護業務に従事しようとする者が基礎的な職業教育を郵送又はインターネットで行うことにより、介護業務に携わる上での基本姿勢、基本的な技術・知識等を修得するとともに、将来的に介護福祉士を目指すためのすぐれた技術と人間性を兼ね備えた人材を育成することを目的とする。

2 事業者の名称及び所在地

名 称 社会福祉法人 あけあい会

所在地 三重県津市緑が丘一丁目 1-1

3 研修事業の名称、実施課程及び形式

名 称 社会福祉法人 あけあい会 ルミナス学院 介護職員初任者研修事業

実施課程 介護職員初任者研修課程

形 式 通信形式（通学形式の部分 89.5 時間と通信形式の部分 40.5 時間）

名 称 社会福祉法人 あけあい会 ルミナス学院 生活援助従事者研修事業

実施課程 生活援助従事者研修課程

形 式 通信形式（通学形式の部分 30 時間と通信形式の部分 29 時間）

4 研修日程及び募集定員

研修日程 別紙参照

募集定員 19 名

5 受講対象者

介護の技術や知識を学びたいという意欲があり、就学に支障ない心身ともに健康である者。

6 研修受講費用（内訳、受講料、テキスト代含む）

介護職員初任者研修

受講料 60,500 円（通信部分を e ラーニングで受講される方は 5,000 円割引）

生活援助従事者研修

受講料 27,750 円（通信部分を e ラーニングで受講される方は 5,000 円割引）

7 使用教材

介護職員職員初任者研修

中央法規出版 介護職員初任者研修テキスト

生活援助従事者研修中央法規

中央法規出版 生活援助従事者研修テキスト

8 研修カリキュラム

別表参照

9 講義・演習実施場所

有料老人ホームグリーンヒル	三重県津市緑が丘一丁目 1 - 1
介護老人保健施設 あのう	三重県津市安濃町東観音寺 353 番地
介護老人保健施設 つつじの里 特別養護老人ホーム きずな	三重県津市白山町二本木 1163 番地
介護老人保健施設 やまゆりの里	三重県松阪市嬉野中川町 1529 番地 1
大台町介護老人保健施設 みやがわ	三重県多気郡大台町江馬 114 番地
津市青少年野外活動センター	三重県津市神戸字小世古 1680-1

10 科目ごとの担当講師名一覧

別表参照

11 募集手続き、本人確認の方法及び応募者多数の場合の対応方法

募集手続きは、受講希望者が募集期間内に受講申込書に必要事項を記入して提出する。

本人確認は、身分を証明する次の書類のいずれかにより確認するものとする。

ア 戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票

イ 住民基本台帳カード

ウ 在留カード

エ 健康保険証

オ 運転免許証

カ パスポート

キ 年金手帳

ク 国家資格を有する者はその免許証または登録証等

募集は、定員になり次第締め切る。

12 科目の免除

特別養護老人ホーム等の介護職員等として、1年以上介護等の実務経験を有する者が研修を受講する場合は、「(1)職務の理解」の科目を免除する。

免除要件を満たした科目免除を希望する者は、「実務経験証明書」を提出しなければならない。

また、科目免除を受けても受講料の減額はしない。

なお、1年以上介護等の実務経験を有する者とは、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号）の別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」に定める業務従事期間が365日以上であり、かつ、180日以上介護等の業務に従事した者をいう。

13 通信形式の実施方法

(1) 学習方法

課題を配布（送信）し、提出期限までに解答を提出（返信）することとする。

60点以上獲得した者を合格とし、合格点に満たない者については、再提出（再返信）とし、合格点に達するまで再提出（再返信）を求めるものとする。

(2) 評価方法

解答の評価を行うこととする。

A・・・80点以上

B・・・70点から79点

C・・・60点から69点

D・・・60点未満

ただし、再提出（再返信）の評価は、C・・・60点以上 D・・・60点未満のみとする。

(3) 質問方法

不明な箇所がある場合は、郵送、FAX（059-267-1802）またはメール（luminous-gakuin@akeai.or.jp）で質問を受け付けて回答する。

なお、必要に応じて、事務局から担当講師に照会する。

14 研修修了の認定方法

修了認定は、第9条に定めるカリキュラムをすべて履修した者を対象に、1時間以上の修了評価を行い、事業者が修了したと認めた者とする。

(1) カリキュラムすべてを履修した後、筆記による修了評価試験（100点満点中60点以上で合格）を実施する。不合格者（60点未満）については、補習後、再修了評価試験を実施する。

A・・・80点以上

B・・・70点から79点

C・・・60点から69点

D・・・60点未満

再修了評価試験の評価は、C・・・60点以上 D・・・60点未満のみとする。

再修了評価試験は最大2回まで行い、この間に不合格の場合は、未修了扱いとする。

ただし、再修了評価試験は、補習費用が有料であることから、本人の希望で補習を受けなくても再修了評価試験を受けることができるが、2回目の再修了評価試験の前には、必ず補習を受けるものとする。

補習 1回につき 2,000円

再修了評価試験1回につき 2,000円

(2) なお、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価については、研修期間中に実技試験も行う。

(3) 修了評価は、担当講師が科目ごとに行い、その評価をまとめて項目全体の評価を行う。

15 研修欠席者の取扱い

欠席する場合は、研修開始時刻までに連絡を入れることとする。研修開始から15分以上遅刻した場合は、理由の如何にかかわらず欠席とする。

16 補講の取扱い

欠席した場合は、個別対応で補講を実施する。

個別対応補講費用は、1時間あたり2,000円とする。

補講の実施日は、必要な都度別に定めるが、補講を受講しなかった場合は、研修を修了しなかったものとする。

17 受講の取消

①学習意欲に著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者

23 個人情報の管理

研修事業実施により知り得た受講者の個人情報は、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- ①社会福祉法人 あけあい会 個人情報保護マニュアルに基づき厳正に管理するものとする。
- ②受講者等が講義・見学等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ又は不当な目的に使用することがないように、受講生に指導を行うものとする。

24 研修事業中止時の対応

申込者が5名に満たない場合には本研修事業を中止とするので、受講申込者に中止の旨を連絡するとともに、振込み手数料と振込みされた全額を返金する。

25 その他

この学則に必要な細則並びに学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、あけあい会がこれを決定する。

(附則)

- 平成25年 8月 1日から施行する。
- 平成26年 1月19日から施行する。
- 平成26年 4月 1日から施行する。
- 平成27年 4月 1日から施行する。
- 平成28年10月 1日から施行する。
- 令和 3年 4月 1日から施行する。
- 令和 3年 8月30日から施行する。
- 令和 6年 4月 1日から施行する。
- 令和 7年 4月 1日から施行する。